

議第144号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の 3 第 1 項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和 3 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に、「同条第 9 項」を「同条第 7 項」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の」を「前項の」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 6 条中「第314条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第314条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、「おいて」を削る。

附則第 7 条第 1 項第 1 号中「第32項第 3 号」を「第33項第 3 号」に、「第44項」を「第45項」に改め、同項第 2 号中「第32項第 2 号」を「第33項第 2 号」に改め、同項第 3 号中「附則第15条第18項本文」を「附則第15条第19項本文」に改め、同項第 4 号中「附則第15条第32項第 1 号」を「附則第15条第33項第 1 号」に、「第37項」を「第38項」に改め、同項第 5 号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同項第 6 号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第 7 号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第 8 条の 2 の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同条第 2

項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条，附則第9条の2並びに附則第10条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の見出し及び同条第1項から第5項までの規定中「平成31年度」を「令和元年度」に改め，同条第6項及び第7項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し並びに同条第1項及び第2項前段中「平成31年度」を「令和元年度」に改め，同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め，同条第4項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め，同条第5項及び第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条の2，附則第14条の前の見出し及び同条，附則第14条の2，附則第15条（見出しを含む。）並びに附則第16条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第16条の5第1項表以外の部分中「3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた3輪以上の軽自動車に対する令和元年度分」に改め，同条第2項から第4項までを削り，同条第5項中「附則第30条第6項」を「附則第30条第2項」に，「平成31年度分」を「令和元年度分」に，「第2項」を「次」に改め，同項に次の表を加える。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	1,000円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円

	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条の5第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	2,000円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条の5第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	3,000円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の5第7項を同条第4項とする。

附則第17条の3第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の6第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」

に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第24条中「と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」を削る。

附則第26条中「期間中」を「期日又は期間中」に改める。

附則第27条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第16条中「寡夫」の右に「，単身児童扶養者」を加える。

第28条中第8項を第9項とし，第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ，同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において，前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する本市の区域内に住所を有する者が，第1項の申告書を提出するときは，法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては，総務省令で定める記載によることができる。

第28条の2の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第28条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め，同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め，「もの」の右に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける者で本市の区域内に住所を有するものであって，扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加える。

第28条の3第1項中「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

第68条の2の次に次の1条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第68条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等で法第445条第2項の規定により軽自動車税を課することができないものは、次に掲げるものとする。

- (1) 救急用の軽自動車等
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する軽自動車等
- (3) 血液事業の用に供する軽自動車等
- (4) 救護資材の運搬の用に供する軽自動車等

第76条第2項本文中「第445条第1項」の右に「、第68条の3」を加える。

附則第16条の4の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第69条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条の5表以外の部分中「初回車両番号の指定」を「初回車両番号指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」に改め、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和

3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	1,000円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	1,800円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	2,700円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	1,000円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	2,000円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	3,500円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	5,400円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	1,900円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成

成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	3,000円
第70条第2号ウ(ウ) a(a)	6,900円	5,200円
第70条第2号ウ(ウ) a(b)	10,800円	8,100円
第70条第2号ウ(ウ) b(a)	3,800円	2,900円
第70条第2号ウ(ウ) b(b)	5,000円	3,800円

附則第17条を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第17条 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることをその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、法附則第30条の2第2項に規定するものであるときは、同項に規定する申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第74条、第75条及び法第463条の20の規定を除く。）を適用する。

附則第24条の2の見出し中「の敷地」を削り、同条第3項中「前2項」を「第1項から前項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第11条の6第2項」を「第11条の7第5項」に、「同条第2項」を「同条第5項」に、「附則第44条の2第5項」を「附則第44条の2第9項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第11条の6第1項」を「第

11条の7第4項」に、「ことにより」を「ことによって」に改め、「(同項に規定する土地等をいう。)」及び「(同法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、附則第18条の2第3項中「第35条の2まで、第36条の2、第36条の5」とあるのは「第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第18条の3中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」として、附則第18条の2又は附則第18条の3の規定を適用する。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供

することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として法附則第44条の2第7項に規定する政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第18条の2又は附則第18条の3の規定を適用する。

附則第27条を附則第29条とし、附則第26条を附則第28条とし、附則第25条の次に次の2条を加える。

（東日本大震災に伴い用途を廃止した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の環境性能割の特例）

第26条 法附則第53条の2第2項第1号に規定する自動車等持出困難区域（以下「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等（同項各号列記以外の部分に規定する自動車等をいう。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日から令和3年3月31日までの間に取得された法附則第57条第3項に規定する他の3輪以上の軽自動車に対して

は、当該他の3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(東日本大震災に伴い用途を廃止した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の種別割の特例)

第27条 法附則第58条第1項各号に掲げる期間中に取得された同条第5項に規定する他の3輪以上の軽自動車、同条第7項に規定する他の二輪自動車等又は同条第9項に規定する他の小型特殊自動車に対しては、当該他の3輪以上の軽自動車、他の二輪自動車等及び他の小型特殊自動車に対して課する同条第1項各号に掲げる年度分の軽自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

第3条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条の5に次の1項を加える。

5 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第5条第8項前段中「市民税と」を「市民税、法第41条第1項の規定により」に改め、「府民税」の右に「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税」を加え、「固定資産税と」を「固定資産税及び第222条第1項の規定により」に改め、同項後段中「とこれと併せて徴収する個人の府民税については、第6項中」を「、個人の府民税及び森林環境税に対する第6項

の規定の適用については、同項中」に改める。

第30条第2項中「おいては、当該個人の府民税」を「は、法又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の府民税及び森林環境税」に改める。

第32条の8第1項中「なった場合において」を「なった場合に」に、「ある場合において」を「あるとき」に、「ない場合において」を「ないとき」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前条第1項の規定により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）には、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例により当該納税者に還付する。この場合において、当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定は、適用しない。

第32条の8の10第1項中「おいては」を「は」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第32条の8の7第3項（第32条の8の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年

金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)には、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例により当該特別徴収対象年金所得者に還付する。この場合において、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第6条の改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定

令和元年6月1日

(2) 第2条中第68条の2の次に1条を加える改正規定、第76条並びに附則第16条の4の6、附則第16条の5及び附則第17条の改正規定並びに附則第27条を附則第29条とし、附則第26条を附則第28条とし、附則第25条の次に2条を加える改正規定並びに附則第5条の規定 令和元年10月1日

(3) 第2条中第16条、第28条、第28条の2の2、第28条の2の3、第28条の3及び附則第24条の2の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(4) 第3条の規定 令和3年4月1日

(5) 第4条及び附則第4条の規定 令和6年1月1日

(個人の市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第5条の3及び附則第24条の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民

税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例附則第6条の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年度分の個人の市民税に限り、改正後の条例附則第6条の適用については、同条中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）」と、「送付」とあるのは「送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第13条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第12項の規定による同条第8項に規定する申告特例通知書の送付」とする。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例（以下「令和2年改正後の条例」という。）第28条第5項の規定は、令和2年1月1日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 令和2年改正後の条例第28条の2の3第1項の規定は、令和2年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年改正後の条例第28条の2の3第1項に規定する申告書について適用する。

- 3 令和2年改正後の条例附則第24条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第4条 第4条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「令和6年改正

後の条例」という。) 第5条第8項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の府民税、個人の市民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の府民税及び個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年改正後の条例第32条の8第2項及び第32条の8の10第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額について適用し、令和5年度分までの個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の京都市市税条例(以下「令和元年10月改正後の条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 令和元年10月改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

- 3 平成24年4月1日から地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号。以下「平成28年改正法」という。)附則第1条第5号の4に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が平成28年改正法第2条の規定による改正前の地方税法(以下「平成28年旧法」という。)附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(以下「旧自動車持出困難区域」という。)のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)の施行の日以後最初に平成28年旧法附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した区域(以下「初回指定旧自動車持出困難区域」という。)については、平成23年3月11日を地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下「令和元年10月新法」という。)附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(以下「自動

車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があった日とみなして、令和元年10月改正後の条例附則第26条及び附則第27条の規定を適用する。

- 4 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る平成28年旧法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を令和元年10月新法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、令和元年10月改正後の条例附則第26条及び附則第27条の規定を適用する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の税率の特例を定める等の必要があるので提案する。